

### 1. 議論の全般的な特徴

・現在まで、人格権の一身専属性や、死者の名誉棄損、死亡後の著作者人格権のそれぞれにつき、一定の議論がある。

・今回の報告の主題は、「個人情報の保護」とされているが、報告内容から見る限り、上記のような議論を統合する視点を見つけようとするもの。しかも、こういった統合的な視点につき、死後の取り扱いを懸念して生存中の状況への悪影響も考慮した上で考察を加えようとする点で、プライバシーに関する最近の学説にも沿ったものといえる（プライバシー保護が図られないと、この悪影響を懸念して一定の委縮効が生じるという意味で、プライバシーを別の権利の予防的保護手段としても位置付ける）。

### 2. 議論の具体的な特徴

・個人情報保護法の解釈として、まず、被相続人に関する情報が相続人に関する個人情報に直ちに当たるわけではないという裁判例の傾向を描き出す。そして、相続人に関する情報だとしても、相続財産に関する情報は個人情報には含まれず、他方で、未成年の子が亡くなった場合の密接関係者にとっての情報は個人情報に含まれやすいという傾向も指摘する。

・死者の名誉棄損や死亡後の著作者人格権の扱いの議論から、①死者自身の権利主体性の承認、②死者の権利の相続、③遺族等の独自の権利の承認という三つの構成を描き出して、これら相互の関係を整理している。

### 3. 以上を踏まえたコメント

・①や②は参考にした場面での議論状況に照らして、我が国の法体系と調和するのか。たとえば、死者の名誉棄損では①や②が両方とも否定されているように思われるし、また、著作者人格権も同様ではないか（窪田充見編『新注釈民法（15）』（有斐閣、2017年）506-508頁〔水野謙執筆〕）。

・相続のみならず遺贈の可能性も認めているように見えるが、これらを同じように考えてよいのか。相続と遺贈との区別と関係して、生前の問題をどのように考えるか。たとえば、認知症になる前に認知症になった場合に備えて一定の個人情報の扱いをゆだねる場合、あるいは、こういった場面の制限なくゆだねる場合、これらを死後の場合と同様に考えてよいのか。

・個人情報は本人が生存していないとこの正確性のチェックが十分に機能しない可能性があるなどの問題があるが（若江夏子「金融判例に学ぶ営業店OJT〈預金業務編〉 相続人による被相続人の預金口座申込書の写しの交付請求」金法2122号63頁（2019年））、これが遺族等により十分に保護されるメカニズムはどのようなものか。むしろ、遺族等による濫用的権利行使の可能性も考慮すると、行使を否定する方が委縮効は防げるのでは。